



第2号

発行：流山市

お問い合わせ：流山市役所健康福祉部介護支援課

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL 04-7150-6531 FAX 04-7159-5055



この「おうち療養情報紙」は、医療や介護が必要になった時にも自宅で暮らし続けることができること、また、認知症になっても地域の支えあいがあれば、本人らしく暮らし続けられることができること……。そのことを皆様に知っていただくことを目的としています。

今回のテーマは「介護は突然やってくる!!!」です。

日本は男女ともに平均寿命が80歳を超える世界に誇る長寿の国です。一方、85歳を超えると半数近くが要介護認定を受けています。ご自身やご家族が何らかの病気などで介護が必要になったとき、慌てないで済むように、介護保険制度の申請の方法とサービス開始までの流れについて、お伝えします。

介護は突然やってくる!!! ~75歳のAさんの巻~



流山市に一人で住んでいるAさん、脱水症状で入院し、退院間近ですが、一人での生活は難しそうです。そこで、関西地方に住むAさんの娘のところにご相談をしました。相談を受けた娘さんは、どうしたらよいかわかりません。そこで……

ステップ1 相談に行こう

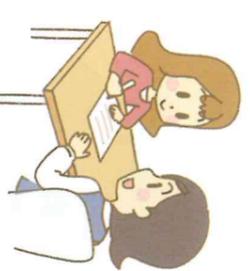


高齢者の様々な相談を受けている「高齢者なんでも相談室 流山市地域包括支援センター」にご相談に行きました。

娘さんはAさんの今の状態や、今までの暮らしぶりと今後の生活について相談したところ、介護保険のサービスを利用しながら生活できることがわかりました。

娘さんはAさんの介護保険の認定の申請をすることにしました。

ステップ2 要介護認定の申請をしよう



~介護保険認定申請から認定まで~

- ①申請
- ②訪問調査と主治医の意見書
 - ・ 認定調査員が訪問し、心身の状況などを調査します。
 - ・ 申請書に記入された主治医に、市から意見書作成依頼をします。
- ③審査・判定 (認定審査会)
 - コンピュータ判定と専門家の審査により、どの程度の介護が必要なかを判定します。
- ④認定結果の通知 (申請から通知までおおよそ1か月程度)
 - 申請者のもとに認定結果が通知されます。

ステップ3 認定結果が出たらケアマネジャーに相談しよう



Aさんの認定結果通知書が届きました。認定結果は「要介護2」です。細かいサービスのことや費用について、ケアマネジャーに相談することにしました。

認定結果が出たら、介護の専門家である「ケアマネジャー(介護支援専門員)」に相談し、利用するサービスの内容を具体的にまとめたケアプランを作成してもらいましょう。(サービスの利用は、サービスを提供する事業者から、サービスについての具体的な説明を受け、契約を結んだ後、始まります)



高齢者なんでも相談室 流山市地域包括支援センターとは?

高齢者の総合相談窓口として市内4か所に設置されています。社会福祉士、保健師(又は看護士)、主任ケアマネジャーといった専門家がいて、医療や福祉の相談にのります。お住まいの地域の高齢者なんでも相談室 包括支援センターを知っておきましょう。

高齢者なんでも相談室の電話番号

- 北部地域包括支援センター 04-7155-5366
- 中部地域包括支援センター 04-7150-2953
- 東部地域包括支援センター 04-7148-5665
- 南部地域包括支援センター 04-7159-9981



要介護認定の申請窓口は?

市役所介護支援課の他、高齢者なんでも相談室 流山市地域包括支援センターなどで代行申請ができます。

- 申請に必要なもの
 - ・ 介護保険被保険者証 (65歳になると市から送付されます)
 - ・ 介護認定申請書
- 主治医の名前や病院名をお聞きしますので分かるようにしておくとおスムーズです。



ケアマネジャーって何をする人?

ケアマネジャーは、介護を必要としている方やご家族の相談に応じて、ご希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように介護保険サービス等の利用計画(ケアプラン)を作成する専門家です。介護サービスについての疑問や心配事などの相談にのってくれます。